

## 令和5年4月分からの寄付金受領書への押印省略について

令和3年度の税制改正により、確定申告書類に添付する寄附金の領収書については、押印を要しないこととなりました。

それに伴い、寄付金受領書への押印を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

詳細については下記の国税庁のHPをご確認ください。

国税庁（税務署窓口における押印の取扱いについて）

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>